# 第7章 廃棄物の発生抑制等のための県施策

		こが中でもなりにめの末が世外	五
対	象   目 的	施策項目	頁
○一般廃棄	棄物 ┌─ (1)発生抑制の推	推進 ――――①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援	
		a やまなしクールチョイス県民運動の推進	48
		b市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援	48
		c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援	48
		d プラスチックスマート推進事業 e 食品ロス削減の推進及び強化事業	49 49
		②環境教育・環境学習の推進	10
		a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)	49
		bエネルギー教育の推進	50
		③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援	
		a 事業系一般廃棄物の減量化の推進	50
		b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援	50
		c 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)	50
		d 環境対策技術研究開発の支援	51
		──④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進	
		a やまなしクールチョイス県民運動の推進(再掲)	51
		b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進	51
		c グリーン購入の推進	51
	(2)循環的利用の	D推進	
		a 容器包装廃棄物の分別収集の促進	52
		a 存品已表展来物の方所収集の促進 b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進	52
		c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援 (再掲)	52
		d 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	52
		e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	52
		f 環境に配慮した農業の推進 g 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進	53 53
		ト使用済自動車の適正な再資源化の推進	53
		i プラスチックスマート推進事業(再掲)	53
		──②環境教育・環境学習の推進	
		a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー) (再掲)	53
		bエネルギー教育の推進(再掲)	54
		c プラスチックスマート推進事業(再掲)	54
		②任何期刊人上何出去社人之处人处定也很是又之社 ②压力如子 ②从外	
		└──③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 a やまなしクールチョイス県民運動の推進(再掲)	54
		bやまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進(再掲)	54
		c グリーン購入の推進(再掲)	54
	── (3)適正処理の推	£進 ──── ①一般廃棄物(ごみ) の適正処理の取り組み支援	
	(0) 旭北水野土(7)計	a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	54
		a 市町村の一般廃棄物処理事業の3K化の促進・文援(再掲) b 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言	54 55
		c一般廃棄物処理計画の見直しの促進	55
		d「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	55
		e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	55
		f 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施	55 56
		g 災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整備	56
		②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進	
		a 生活排水対策の推進	56
		b 浄化槽対策の促進	56
		c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲)	56
		③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営	
		a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援	56
	(4)災害廃棄物文		
	(耳) 八百胜来彻入	a 山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化	E 7
		a 山架泉灰香廃棄物処理計画に基づく対応力の元夫・独化 b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言	57 57
		c大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携	57
		d 大規模災害時の連絡・調整等	57
		<del>.</del>	

対 象	目 的	施策項目	頁
○産業廃棄物	(1)発生抑制の推進	――①事業者による発生抑制の取り組みの促進	
		a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進 b 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)(再掲) c 環境対策技術研究開発の支援(再掲) d 建設副産物の有効利用の促進 e プラスチックスマート推進事業(再掲)	58 58 59 59
	  (2)循環的利用の推進		
	(2) /自來日7代1/日 > 7日正正	a 建設副産物の有効利用の促進(再掲) b環境に配慮した農業の推進(再掲) c家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 d食品残さの有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業) e使用済自動車の適正な再資源化の推進(再掲) fプラスチックスマート推進事業(再掲)	59 59 60 60 60
	— (3)適正処理の推進 —	①産業廃棄物の適正処理の推進 a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進 b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化 c 産業廃棄物処理に係る検査・監視・指導の実施 d 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施(再掲) e 優良産廃処理業者認定制度の活用 f 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用  一 ②事業者による適正処理や施設整備の促進 a PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進 b 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 c 山梨県商工業振興資金(環境対策融資) d 太陽光発電設備の適正処理等の推進 e プラスチックスマート推進事業(再掲)	61 62 62 62 62 62 63 63 64 64 64
	(4)産業廃棄物適正処理 推進ビジョン	③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理 a公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理	64
○不法投棄対策	(1) 不法投棄防止対策 の推進 (2) 不法投棄事案 への対応	①不法投棄未然防止対策の推進  a 不法投棄監視体制の構築・強化  b 不法投棄対策の広域連携  c 不法投棄未然防止事業への支援  d 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進  e ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲)  f プラスチックスマート推進事業(再掲) ①行為者等の特定及び厳正な対処	65 66 66 66 66
		a 産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)の育成・設置 b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理 c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲)	68 68 68

# 1 一般廃棄物

# (1) 発生抑制の推進

施策事業				県、県民、
一般廃棄物	やまなしクールチョイス県民運動の推進	主	体	事業者、
(1) –①–a				各種団体

○県民一人ひとりが、日常生活の中で身近にできる省エネの取り組みやエコ活動など、地球温暖化対策に資する取り組みを賢く選択して実践する「やまなしクールチョイス県民運動」を展開し、県民、事業者、行政が一体となり、県民総参加の運動となるよう推進します。

今できる「賢い選択」を!

○廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、ごみ処理費用の「見える化」やごみ収集手数料の有料化、利用しやすいリサイクルステーションの運営などを促すことにより、住民の取り組み意識の向上や食品廃棄物の発生抑制に向けた取り組み等を支援します。

	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する 支援(環境保全重点課題対策事業費補助金	主 休	県、市町村、
(1)-(1)-c	)		県民

○地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の取り組みの促進を図るため、市町村、一部事務組合及び環境団体等が実施するプラスチックごみ対策、ごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援します。

施策事業

一般廃棄物 (1) - (1) - d

プラスチックスマート推進事業

主 体

県、市町村 県民、事業者、 各種団体

○海洋汚染の原因の一つである河川由来のプラスチックごみ等を抑制するため、プ ラスチックと賢く付き合う取り組み(プラスチックスマート)を県民・事業者・

行政が一体となって推進します。



施策事業

一般廃棄物 (1) - (1) - e

食品ロス削減の推進及び強化事業

主 体

県、市町村 県民、事業者、 各種団体

〇県の「食品ロス削減推進計画」(R3.3策定)に基づき、県民の食品ロス削減に向 けた意識の醸成並びに取り組みの促進を図るため、消費者・事業者等に対する食 品ロス削減の普及・啓発等を実施します。

#### ②環境教育・環境学習の推進

施策事業

一般廃棄物

(1) - (2) - a

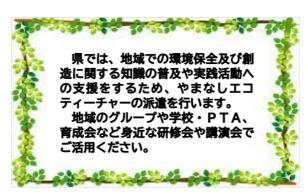
環境学習指導者の派遣(やまなしエコティ ーチャー)

主

体

県、県民

○身近な環境や地球環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、地域の環 境保全活動の推進に資するため、環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やま なしエコティーチャー」(環境学習指導者)として登録し、民間団体や学校等が 開催する研修会等に講師として派遣します。



	エネルギー教育の推進	主	体	県、県民
(1) - 2 - b				

○小中学校におけるリサイクル活動や省エネ・省資源活動の実践やエネルギー教育 推進事業を展開することによって、環境教育の充実を図り、将来の山梨の環境づ くりを担う子供たちが、省資源や廃棄物の減量について主体的に学び、持続可能 な社会をつくっていくための取り組みを日常生活の中で実践できるようにしま す。

### ③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援

施策事業 一般廃棄物 (1)-③-a	事業系一般廃棄物の減量化の推進	主	体	県、市町村、 事業者
--------------------------	-----------------	---	---	---------------

○「事業系一般廃棄物減量化指針」を市町村、事業者に周知します。事業者指針に 基づき、事業者へのごみ減量化計画の作成指導、ごみ減量化の具体策の情報提供 等、事業系一般廃棄物の減量化に向けた取り組みを支援します。

○市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者への減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正な排出の防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取り組みを推進します。

施策事業 一般廃棄物 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業 (1)-③-c	主 体	県、産業支援 機関、事業者
---	-----	------------------

○廃棄物の減量化など環境負荷の低減の取り組みにより、経営の向上を図るため環境 ISOの取得を目指す中小企業の要請により、ISO取得の専門家を派遣し認証取得のための指導や助言等の支援を行います。

施策事業 一般廃棄物 (1)-③-d	環境対策技術研究開発の支援	主	体	県、事業者
製品の研究	≧業者が取り組む、環境・新エネルギー関連 E開発事業に対し補助することにより、廃棄 技術やリサイクル製品の開発の支援と中小企	物の多	<b>ě生抑</b>	制、再生利用に
④循環型	社会と低炭素社会を統合的に実現するた <i>は</i>	の取	り組み	⊁の推進
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-a	やまなしクールチョイス県民運動の推進 (再掲)	主	体	県、県民、 事業者、 各種団体
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-a	掲載		
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b	やまなしエネルギー環境マネジメントシ ステムの推進	主	体	県
テムである	音の立場で地球温暖化防止対策等を推進する ら「やまなしエネルギー環境マネジメントシ こおける効率的な省エネルギー、環境負荷の うます。	ステム	ム」に、	より、率先して
施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c	グリーン購入の推進	主	体	県
	「リーン購入の推進を図るための方針」に基 うる製品の購入を増やすことにより、廃棄物	-		

# (2) 循環的利用の推進

①一般廃棄	①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進						
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-a	容器包装廃棄物の分別収集の促進	主	体	県、市町村、 県民			
○容器包装リサイクル法に基づく、市町村分別収集計画とともに令和2年度から令和6年度までを期間とした第9期山梨県分別収集促進計画を策定し、びん、缶等の容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを促進します。							
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-b	特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの 促進	主	体	県、市町村、 県民			
と連携し、明を行いま 町村と協力	イクル法に基づき特定家庭用機器のリサイク リサイクルシステムについて県民への情報 きす。また、特定家庭用機器の買替えによる ひして、冊子やホームページ等の広報物にお 関する住民向けの周知・啓発を強化します。	提供 <sup>3</sup> 不用	や消費	者団体等への説 増加に対し、市			
施策事業 一般廃棄物 (2)-(1)-c	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する 支援 (環境保全活動支援事業費補助金) (再掲)	主	体	県、市町村、 県民			
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-c:	掲載					
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-d	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促 進・支援(再掲)	主	体	県、市町村			
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b	掲載					
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-e	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ご みの搬入検査の支援(再掲)	主	体	県、市町村、 事業者			
	施策事業 一般廃棄物 (1)-③-b	掲載					

施策事業 一般廃棄物 (2)-①-f	環境に配慮した農業の推進	主	体	県、市町村、 農業者
者を支援す	Rや果樹剪定枝などの有機物の投入等による することにより、環境保全と生産性を調和さ D高い環境保全型農業の普及・定着を図りまっ	せ、雰		
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-g	使用済小型電子機器廃棄物のリサイクル の促進	主	体	県、市町村、 県民
子機器のリ いて県民へ 電子機器の	型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 サイクルを促進するため、市町村と連携し の情報提供や消費者団体等への説明を行い の買換えによる不用家電の増加に対し、市町 いて、使用済み小型電子機器の排出方法に関 け。	、リサ います。 村と協	ーイク/ また、 協力し	レシステムにつ 使用済み小型 て、ホームペー
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-h	使用済自動車の適正な再資源化の推進	主	体	県、市町村、 県民、事業者 、各種団体
視・指導等	助車の再資源化等に関する法律に基づき、引 きを行うとともに、放置車両撤去事業の実施 事資源化を推進します。			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-i	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村 県民、事業者 、 各種団体
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d	掲載		
②環境教育・	環境学習の推進			
施策事業 一般廃棄物 (2)-①-a	環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲)	主	体	県、県民
	施策事業 一般廃棄物 (1)-②-a	掲載		

施策事業 一般廃棄物 (2)-②-b	エネルギー教育の推進(再掲)	主	体	県、県民
	施策事業 一般廃棄物 (1)-②-b	掲載		
施策事業 一般廃棄物 (2)-(2)-c	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村 県民、事業者、 各種団体
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d	掲載		
③循環型社会	と低炭素社会を統合的に実現するための取	り組み	の推	進
施策事業 一般廃棄物 (2)-③-a	やまなしクールチョイス県民運動の推進 (再掲)	主	体	県、県民、 事業者、 各種団体
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-a	掲載		
施策事業 一般廃棄物 (2)-③-b	やまなしエネルギー環境マネジメントシ ステムの推進(再掲)	主	体	県
	施策事業 一般廃棄物 (1)-④-b	掲載		
施策事業 一般廃棄物 (2)-③-c	グリーン購入の推進(再掲)	主	体	県
	施策事業 一般廃棄物 (1)-④-c	掲載		

# (3) 適正処理の推進

①一般廃棄物(ごみ)の適正処理の取り組み支援				
	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促 進・支援(再掲) 主 体 県、市町村			
	施策事業 一般廃棄物 (1)-①-b 掲載			

施策事業 一般廃棄物 (3)-①-b	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のた めの技術的支援・助言	主	体	県、市町村
	の処理施設の適正な運営のため、市町村に対 の処理施設の整備、長寿命化の支援、維持管理 です。			
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-c	一般廃棄物処理計画の見直しの促進	主	体	県、市町村
勢の変化にす。	はける廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄 対応した計画となるよう、必要に応じて見ば			
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-d	「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	主	体	県、市町村
分し、それ	・処理広域化計画(平成30年3月策定)に基つ 、ぞれ処理施設を1カ所に集約・整備する市町 所的支援を行います。	-		
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-e	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ご みの搬入検査の支援(再掲)	主	体	県、市町村、 事業者
	施策事業 一般廃棄物 (1)-③-b	掲載		
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-f	廃棄物処理施設の設置に関する事前協議 の実施	主	体	県、市町村、 事業者
物処理施設 画等の周辺 意見等を反	乗物処理施設の設置に関する指導要領」に表 は等を設置するにあたり、法律に基づく手続 2住民への周知や生活環境の保全に関する調 に映するよう、県は、事業者に指導し、住民 に物処理施設が設置されるよう取り組みます	の前段 査等を との合	受階に を行う	おいて、事業計 とともに、住民

施策事業 一般廃棄物 (3)-①-g	災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整 備	主	体	県
り、住民やの「災害時	は、石綿廃棄物が他の廃棄物に混じって仮置 が災害対応従事者が危険性の高い石綿に暴露 所における石綿飛散防止に係る取扱いマニュ 「綿飛散防止対策が実施できる体制を整備し	する アル」	らそれ	があるため、国
②一般廃棄	<b>₹物(し尿、浄化槽汚泥)の適正処理の推</b> 進	Ĺ		
施策事業 一般廃棄物 (3)-②-a	生活排水対策の推進	主	体	県、市町村
施設、浄化	E活排水処理施設整備構想2017」に基づき、 C槽等の生活排水処理施設の整備を計画的か K質汚濁を防止します。			
施策事業 一般廃棄物 (3)-②-b	浄化槽対策の促進	主	体	県、市町村
	と処理しない単独処理浄化槽から合併処理浄 く質を改善するため、浄化槽設置整備事業を			
施策事業 一般廃棄物 (3)-②-c	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のた めの技術的支援・助言(再掲)	主	体	県、市町村
	施策事業 一般廃棄物 (3)-①-b	掲載		
③広域的な	一般廃棄物最終処分場の運営			
施策事業 一般廃棄物 (3)-③-a	広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円 滑な実施に向けた支援	主	体	<b>県、市町村</b>

○市町村が長期間にわたり安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていけるよう、 笛吹市境川町上寺尾地内に整備された一般廃棄物最終処分場事業の円滑な運営 に向けた取り組みを支援します。

### (4) 災害廃棄物対策

	①災害廃棄	物の適正かつ円滑な処理			
•	施策事業 一般廃棄物 (4)-①-a	山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応 カの充実・強化	主	体	県

○国の「災害廃棄物対策指針」や「山梨県地域防災計画」を踏まえた「山梨県災害 廃棄物処理計画」(平成29年4月策定)に基づき、非常災害に備えるとともに、 より実効性のある計画となるよう適宜見直しを行います。

施策事業 一般廃棄物 (4)-①-b	市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言	主	体	県、市町村
--------------------------	------------------------	---	---	-------

- ○市町村が非常災害発生時の災害廃棄物処理を円滑に進められるよう、山梨県災害廃棄物処理計画を踏まえ、市町村の災害廃棄物処理計画の策定や見直し、事業継続計画の策定や見直し、並びに、地域防災計画の見直しを支援します。また、平時から災害廃棄物に係る研修や訓練を実施する中で、職員の能力強化に努め、連携を強化し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築に向けて取り組みます。
- ○災害時の廃棄物処理について、県内市町村間の連携強化について支援・調整を行います。

		ı	
施策事業			
一般廃棄物	大規模災害時の廃棄物対策に関する広域	主体	県、市町村
似先来彻	的な連携	工	ᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟᅟ
(4) -(1)-c	即後民族		

○国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、協議会が策定した 行動計画に基づき都県域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策について広域的な連携を行います。

施策事業				<b>追去町料</b>
一般廃棄物	大規模災害時の連絡・調整等	主	体	県、市町村、
(4) –①–d				関係団体

○災害廃棄物処理のための協定締結団体(山梨県産業資源循環協会や山梨県カーリサイクル協同組合)への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡や調整を行います。また、平時には、市町村に協定内容(収集運搬能力や施設能力等)や活用方法についての情報提供を行うとともに、市町村や協定締結団体との合同訓練を通じて対応力の向上に努めます。

# 2 産業廃棄物

#### (1) 発生抑制の推進

#### ①事業者による発生抑制の取り組みの促進

施策事業 産業廃棄物 (1) - (1) - a

多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生 利用に係る取り組みの促進(「チャレンジ|主 体 | 県、事業者 産廃3R事業 ( )

○産業廃棄物の排出抑制・再生利用に積極的に取り組む意思のある排出事業者を県 のホームページに公表します。取り組み状況が優良な事業者については、「認定 事業者」として認定しホームページで公表することにより、企業のイメージアッ プに資することで事業者を支援し、さらに、取り組みの成果が顕著な事業者を表 彰することにより、廃棄物の排出抑制等がより促進されるようにします。

また、排出抑制等に取り組む事業者への情報発信のため、廃棄物の排出抑制・再 生利用の事例や新規技術の紹介を中心とした「産業廃棄物排出抑制・再生利用セ ミナー」を開催します。

これに加え、多量排出事業者への「産業廃棄物処理計画」の作成を指導し、多量 排出事業者が当該計画を実践することにより産業廃棄物の排出抑制等を推進し ます。

<Topics:チャレンジ産廃 3R 事業> 参加申込事業者には、取り組み活動 への PR 支援として、「チャレンジ産廃 3R 事業」のマグネットシートを配布し ます。



<Topics:産業廃棄物排出抑制・再生 利用セミナー>

廃棄物の排出抑制・再生利用の事例や 新規技術の紹介を中心としたセミナー を開催しています。



施策事業 産業廃棄物 (1) - (1) - b

中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業) (再掲)

ŧ 体 県、産業支援 機関、事業者

施策事業 一般廃棄物 (1)-③-c 掲載

施策事業 産業廃棄物 (1)-①-c	環境対策技術研究開発の支援(再掲)	主	体	県、事業者
	施策事業 一般廃棄物 (1)-③-d	掲載		
施策事業 産業廃棄物 (1)-①-d	建設副産物の有効利用の促進	主	体	県、市町村、 事業者

○建設工事で発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等の建設廃棄物をはじめとする建設副産物の削減やリサイクルを引き続き推進するため、事業者、行政などの役割分担のもと建設業界や関係業界と連携して取り組みます。

施策事業 産業廃棄物	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村 県民、事業者
(1) –(1)–e				、各種団体

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載

### (2) 循環的利用の推進

①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援				
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-a	建設副産物の有効利用の促進(再掲)	主	体	県、市町村、 事業者
	施策事業 産業廃棄物 (1)-①-d	掲載		
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-b	環境に配慮した農業の推進(再掲)	主	体	県、市町村、 農業者
	施策事業 一般廃棄物 (2)-①-1	f 掲載		

施策事業 産業廃棄物 (2)-①-c	家畜排せつ物の適正管理・利用の促進	主	体	県、事業者、 農業者			
家に対する	○たい肥の需給調査による家畜排せつ物の有効利用の促進を図るとともに、畜産農家に対する巡回指導や畜産環境アドバイザーの養成などを通じ家畜排せつ物の 適正な管理、畜産農家に起因する悪臭の改善を図ります。						
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-d	食品残さの有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業)	主	体	県、市町村、 事業者、 農業者			
利用するた コフィード	工場等で排出される食品残さを家畜飼料(さめ、民間におけるエコフィードの生産を推立を利用定着させることにより、畜産経営の気構築を推進します。	進し、	畜産	農家におけるエ			
施策事業 産業廃棄物 (2)-①-e	使用済自動車の適正な再資源化の推進(再 掲)	主	体	県、市町村、 県民、事業者 、各種団体			
	施策事業 一般廃棄物 (2)-①-h 掲載						
施策事業産業廃棄物	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村県民、事業者			

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載

、各種団体

(1) - (1) - f

#### (3) 適正処理の推進

# ①産業廃棄物の適正処理の推進

施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-a

産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上 の推進

主 体

県、県民、 事業者

○県民への産業廃棄物処理に対する啓発と、事業者への適正処理に対する意識向上のために「県民の日」記念イベントの会場での啓発活動を行います。産業廃棄物適正処理強化月間(10月)は排出事業者、処理業者を集め、発生抑制や適正処理に関する講習「甲斐の国廃棄物処理研修会」を開催します。

また、「優良産廃処理業者認定制度」や「山梨県産廃処理業者格付け制度」を活用した適正処理の取り組みを推進するとともに、優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、「廃棄物研修会」を実施します。

<Topics:産業廃棄物適正処理強化月間・県民の日イベント参加> 産業廃棄物の適正処理の意識向上を図るため、「甲斐の国廃棄物研修会」や、「県 民の日」記念イベントで啓発を図っています。





<Topics:産業廃棄物適正処理強化月間・県民の日イベント参加> 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、「廃棄物研修会」を実施しています。



施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・ 指導の強化

E 体 県、事業者

- ○毎年10月を「産業廃棄物適正処理強化月間」と位置づけ、適正処理の推進に関する各種事業を集中的に実施します。
- ・前回許可から一定期間を経過した産業廃棄物処分業者や懸案事業者 を中心とした、集中的で詳細な立入調査の実施
- ・廃棄物収集運搬車両の路上調査の実施
- ・不法投棄防止県下一斉合同パトロールの実施 など

施策事業 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導 の実施 主 体 県、事業者

○毎月定期的、又は随時に、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所等を立入 し、廃棄物の保管・処理状況や施設の稼働状況、関係書類の整備状況等を調査し、 必要な指導等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進します。

施策事業 産業廃棄物 (3)-①-d 実施(再掲) 全 実施(再掲) 主 体 県、市町村、 事業者

施策事業 一般廃棄物 (3)-①-f 掲載

施策事業 産業廃棄物 (3)-①-e 慢良産廃処理業者認定制度の活用 主 体 県、事業者

○産業廃棄物処理業者に対して、本県独自の「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を足がかりに、優良産廃処理業者認定制度における優良認定の取得を促します。また、排出事業者に対して、優良認定の存在を周知し、優良産廃処理業者の利用を促進します。

施策事業 産業廃棄物 (3)-(1)-f

# 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活 用

主 体

県、事業者

○「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」により、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の資質向上、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図ります。

<Topics: 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度による格付けマーク入り許可証の交付> 格付けを受けた産業廃棄物処理業者に対して、格付けマーク入り許可証を交付します。





#### ②事業者による適正処理や施設整備の促進

施策事業 産業廃棄物 (3)-(2)-a

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適 正処理の促進

主 体

県、事業者

- ○県内に保管されているPCB廃棄物を「山梨県PCB廃棄物処理計画」に基づき適正に 処理するため、次の事業を実施します。
- ①保管事業者の届出状況の把握や未届事業者の掘り起こし調査等の実施
- ②県ホームページ等を通じた必要な情報提供
- ③事業者によるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、環境再生保全機構に設けられているPCB廃棄物処理基金への拠出により、中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用を補助
- ④処理推進に向けて処理事業者等関係機関と協議、調整
- ⑤会社倒産等により、処理責任が不明なPCB廃棄物処理の検討と必要な制度措置を 関係機関に対し要望
- ⑥処分期間を過ぎたPCB廃棄物の保管事業者等に対する改善命令、行政代執行の実施

施策事業 産業廃棄物 (3)-②-b	農業用廃プラスチック類の適正処理の推 進	主	体	県、事業者
--------------------------	-------------------------	---	---	-------

○農業用廃プラスチック類の不適正処理による、自然環境や生活環境への支障を未然に防止するため、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターが行う、 県内で排出された農業用廃プラスチック類の適正処理を支援します。

	山梨県商工業振興資金(環境対策融資)	主	体	県、事業者
(3) - (2) - c				

○県が所管する融資制度である山梨県商工業振興資金の「環境対策融資」により、 事業者が環境汚染を防止するための設備やリサイクル設備、省エネルギー設備、 産廃処理施設を導入するための資金について金融支援を行います。

施策事業				
産業廃棄物	太陽光発電設備の適正処理等の推進	主	体	県、事業者
(3) - ② - d				

○将来的に排出量の増大が見込まれる太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分について、廃棄物処理法及び平成30年に国が策定した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」により推進していきます。

	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主	体	県、市町村、県 民、事業者、各
(3) <b>-</b> ②-e				種団体

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載

#### ③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理

○県、市町村、産業界の出資により設立された(公財)山梨県環境整備事業団が整備した山梨県環境整備センターの適切な維持管理に向けて指導を行います。

### (4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン

①産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進					
施策事業 産廃 (4)-①-a	産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進	主	体	県	

- ○最終処分のほとんどを県外に依存する等の産業廃棄物処理を巡る本県の状況を 踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を定めた「山 梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」(平成29年3月策定)を推進するため、 次の4事項に関連する事業を実施します。
  - I 排出事業者の意識改革と取り組みの促進
  - Ⅱ 優良な処理業者の育成
  - Ⅲ 再生利用困難物などの再生利用の促進
  - IV 産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成

# 3 不法投棄対策

# (1) 不法投棄防止対策の推進

①不法投第	表示然防止対策の推進			
施策事業 不法投棄 (1)-①-a	不法投棄監視体制の構築・強化	主	体	県、市町村、 県民、事業者

- ○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県民や事業者団体を 含めた監視体制を強化することとし、県民ボランティアによる不法投棄監視協力 員や事業者団体との情報提供協定などによる早期通報体制を継続していきます。
- ○さらに県職員による監視指導はもとより、各地域の廃棄物対策連絡協議会の廃棄物監視員等による監視パトロールのほか、休日・夜間監視パトロールを民間委託し、県民を含めた不法投棄等に対する監視体制を強化し継続していきます。

- ○大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、廃棄物が県境を越えて移動する広域事案であり、関東圏から排出される廃棄物に起因していることが多いことから、こうした不法投棄の広域化等に対応するため、近隣の都県等と連携して対応していきます。
  - · 山静神富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議
  - ・ 近隣都県市で構成する産廃スクラム36との連携協力 など

	不法投棄未然防止事業への支援	主	体	県、市町村
(1) - (1) - c				

○不法投棄の未然防止のため、山間部や人目につきにくい道路脇など、不法投棄の おそれのある場所や、不法投棄が繰り返し行われる場所に防止柵、警告看板等を 設置する事業を行う市町村に対して補助を行います。

○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係 団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が 一体となって広域的な監視指導にあたります。

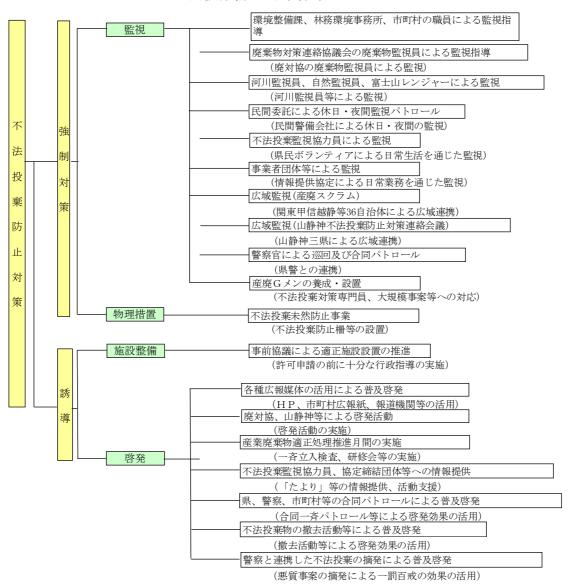
施策事業	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する			県、市町村、
不法投棄	支援(環境保全活動支援事業費補助金)	主	体	県、市町村、 県民
(1) –1)–e	(再掲)			<b>宗</b> 氏

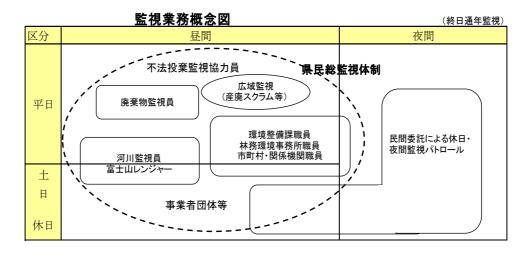
施策事業 一般廃棄物 (1)-(1)-c

施策事業				県、市町村、
不法投棄	プラスチックマート推進事業(再掲)	主	体	県民、事業者
(1) –(1)–f				、各種団体

施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d

#### 不法投棄防止対策体系





### (2) 不法投棄事案への対応

①行為者等の特定及び厳正な対処				
施策事業 不法投棄 (2)-①-a	産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃G メン)の育成・設置	主	体	県

○不法投棄事案等の処理解決能力を強化し、重大不法投棄事案や大規模事案に対応 するため、環境整備課及び各林務環境事務所に、産業廃棄物不適正処理機動調査 員(産廃Gメン)を設置する。

施策事業					
不法投棄	不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	主	体	県、	市町村
(2) –①–b					

- ○不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、不法投棄された廃棄物について、 原因者不明など行為者等による撤去が困難な場合において、生活環境等への著し い支障が懸念される場合や不法投棄の規模(主に小規模な不法投棄)等を考慮の 上、土地の所有者・管理者、市町村及び廃棄物対策連絡協議会と連携して早期撤 去を実施します。
- ○悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していきます。

施策事業 不法投棄 (2)-①-c	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対 策の推進(再掲)	主	体	県
l				

施策事業 不法投棄対策 (1)-①-d

# 1 各主体との連携

廃棄物の発生抑制等を推進するためには県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を取りながら対策に取り組む必要があります。

このため、以下の各種協議会等において、意見交換や、情報提供を行うことにより連携を図り、各主体間の連絡調整と取り組みを推進していきます。

- ・ 市町村、一部事務組合で構成する「山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会」
- ・県民、事業者、行政の協働を目的に設立された「環境パートナーシップやまなし」
- 事業者、民間団体、行政等で構成する「やまなしプラスチックスマート連絡協議会」
- ・ 県内産業廃棄物処理業者を会員とする「一般社団法人山梨県産業資源循環協会」

# 2 情報の収集と公表

#### (1) 情報の収集

廃棄物の発生量や処理・処分の状況等について、毎年度、一般廃棄物処理事業実態調査や産業廃棄物実態調査、産業廃棄物処理業者の処理実績報告、多量排出事業者の実施状況報告等をもとに、その実態の把握に努めます。

#### (2) 情報の公表

収集した情報等については、わかりやすく資料化し、インターネット等を活用して、広く 県民や事業者、市町村に情報提供します。

# 3 計画の評価と進行管理

#### (1) 計画の評価

目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度「環境保全審議会」へ報告し、計画の評価を行います。

#### (2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、計画に定める目標の達成に向け、年度ごとに計画の評価に基づき、施策事業の内容の見直しや市町村ごとの県の目標に対する達成状況についてわかりやすく整理して公表するなど、適切な計画の進行管理を行います。